

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度及び令和8年度において壮瞥町が発注する工事、測量・設計等及び物件の購入、その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和6年12月17日

壮瞥町長 田鍋 敏也

第1 資格要件

1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 壮瞥町の町税

イ 国税（消費税及び地方消費税）

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、アからウまでのいずれにも該当する者でなければならない。

ア 令和7年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該事業を営んでいること。

イ 資格審査の申請をする日（その日が令和7年4月1日前である場合は、令和7年4月1日）の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降にアに規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

ウ 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前2年の各事業年度のいずれかの決算において、工事完成高を有していること。

エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし法令により適用除外とされる場合は除く。

(2) 測量、設計等に係る契約

ア 建築物の設計に関しては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみ

の設計を業とする者については、この限りでない。

イ 測量に関しては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。

ウ 令和 7 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

エ 令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に売上高を有していること。

(3) 物品の購入等（物品の購入、物件の製造、その他の契約）に係る契約

物品の購入等に係る競争入札参加資格者は、アからウまでのいずれにも該当する者でなければならない。

ア 令和 7 年 1 月 1 日現在において引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。

イ 令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に売上高を有していること。

ウ その事業の営業に関し、許可登録等が必要な業種については、当該許可登録等を受けたものであること。

第 2 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

(1) 令和 7 年 2 月 3 日から令和 7 年 2 月 28 日までとする。

(2) 共同企業体に係る申請時期は当該共同企業体が結成されたときとする。

(3) 特に町長が必要と認めた者に係る申請時期は町長の指定する日とする。

2 申請の方法

(1) 提出書類 壮瞥町競争入札参加資格審査事務処理要綱による

(2) 提出方法 郵送のみ（壮瞥町内の業者のみ持参可）

申請期間の最終日必着とする。

(3) 提出先 〒052-0101

北海道有珠郡壮瞥町字滝之町 287 番地 7

壮瞥町役場

建設課管理係 宛 （第 1 の 2 （1）及び（2））

総務課総務係 宛 （第 1 の 2 （3））

第 3 資格審査の再申請

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により継承した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

(3) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

(4) 中小企業等共同組合（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者で構成員を変更したもの

第4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年度及び令和8年度とする。ただし、共同企業体については、令和7年度とする。

第5 資格の消滅

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 その他

資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、壮瞥町が実施する入札等に参加することができない。